

議事要旨(6) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について（検討状況の整理に対するコメントへの対応等）

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋主任研究員より、これまでの過年度遡及修正専門委員会における検討状況についての説明が行われた。説明の後、次のような質疑応答があった。

○専門委員会での検討状況について

- ・過年度遡及修正専門委員会の専門委員である委員から専門委員会における検討状況に関する補足説明があった。未適用の会計基準等に関する注記については、IFRS、米国ともに取扱いの定めがあり、実務上の負担が必ずしも大きいとは言えないということやコンバージェンスの観点から、日本の会計基準でも同様の定めをし、実務的には柔軟な対応をとるという方針で検討を進めている。誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合の取扱いについては、財務諸表利用者、監査人サイドからは、会計基準のクオリティを勘案すると IFRS ではなく米国会計基準と同様に会計基準本文には取扱いを示さない意見が支持されている一方、財務諸表作成者サイドからは IFRS のように実務上不可能な場合の取扱いを基準の中で示す意見が支持されている。これらは重要な論点であるからご意見を伺いたいとの発言があった。

○未適用の会計基準等に関する注記について

- ・未適用の会計基準等に関する注記について、SEC 基準適用企業では、影響額に関する注記は行っておらず、定性的な注記のみ行っていると認識しているという意見があった。これに対して事務局から、米国企業の開示例には影響額を記載している開示例がある旨、また、影響額を算出できるのであれば開示するのが本来あるべき姿である一方で、影響額を算出できないのであればその旨の注記を行えばよいと考えている旨の回答がなされた。
- ・未適用の会計基準等に関する影響額の注記を行った後、実際の影響額との間に乖離が発生した場合は、誤謬にあたるのかという質問があった。これに対して事務局から、見積もりの変更と同様に、影響額を算出する際に最善の見積もりを行っているのであれば、実際の影響額との間に乖離が発生したとしてもそれは誤謬には該当しないと考えられる旨の回答がなされた。
- ・IAS 第 8 号のもとで開示されている定性的な注記内容を見ると、有用な情報となっているとは思えないため、それであれば IFRS に合わせる必要もないのではないかとこの意見があった。これに対して事務局から、未適用の会計基準に関して重要な影響がない場合と、影響につき検討中であることが使い分けられている場合もあり、会計基準でこの注記を求める意義はあるものと考えている旨の回答があった。

○実務上不可能な場合の取扱いについて

- ・誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合の取扱いについて、実務において、修正再表示が不可能な場合が全くないとは言えないため、財務諸表作成者としては会計基準の中で実務上不可能な場合の取扱いを明示して頂きたいとの意見があった。これに対し

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

て事務局から、実務において誤謬の修正再表示が不可能な場合には何らかの対応がとられるのであろうが、会計基準としてその場合の取扱いを明示するのが良いのか否かという点が論点である旨の回答がなされた。

- ・また、IFRS とのコンバージェンスの中で日本基準を IFRS と合わせていこうという流れがある一方で、実務上不可能な場合の取扱いについては IFRS とは異なる取扱いを定める方向性となっているが、IFRS の定めの問題があるのであればその点について、IASB と議論していくべきであるという意見があった。これに対して事務局から、必要があれば IASB との定期協議の際にこの点について議論をする等が考えられる旨の回答があった。
- ・さらに、現在でも、様々な見積りのもとで財務諸表を作成しており、すべてが正しい見積りであるとは言えないが、監査においては重要性の判断を行い、監査意見を出しているというのであるから、実務上不可能な場合を基準で定めたとしても、実務上不可能な取扱いが監査の対象から外れる訳ではないのではないかという意見があった。これに対して別の委員から、監査の観点から、「会計基準に実務上不可能な場合の定めがあるから、適正意見を出すのが当然である」と、解釈されてしまうことを懸念しており、実務上不可能な場合の取扱いを基準本文に記載することには違和感があるとの意見があった。

○その他

- ・この遡及基準に加え、のれんの償却と包括利益の開示については、日本の会計基準がどのようなスタンスをとるのかについて、今後のコンバージェンスの取組みにあたって重要であるとの意見があった。

以 上